

平成23年6月28日

1. 出席議員

議長 牟田勝浩  
1番 朝長 勇  
3番 上田雄一  
5番 山口良広  
7番 宮本栄八  
9番 石橋敏伸  
11番 上野淑子  
13番 山崎鉄好  
16番 小柳義和  
19番 山口昌宏  
21番 杉原豊喜  
23番 黒岩幸生  
25番 平野邦夫

副議長 小池一哉  
2番 山口 等  
4番 山口裕子  
6番 松尾陽輔  
8番 石丸 定  
10番 古川盛義  
12番 吉川里巳  
14番 末藤正幸  
17番 吉原武藤  
20番 川原千秋  
22番 松尾初秋  
24番 谷口攝久

2. 欠席議員

26番 江原一雄

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一  
次 長 松本重男  
議事係 長 川久保和幸  
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	角			眞
つ	な	が	山	田	義	利
營	業	部	森		孝	畑
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	古	賀	雅	章
こ	ど	も	馬	渡	公	子
ま	ち	づ	石	橋	幸	治
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	川	内	野	夫
会	計	管	山	口	光	則
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	松	尾	満	好
財	政	課	中	野	博	之
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	成	松		薫
監	査	委	一	丸	喜	代
農	業	委	森		博	邦
員	会	事				文
務	局	長				
員	事	務				
事	務	局				
長						

---

議 事 日 程 第 7 号

6月28日（火）10時開議

- 日程第1 第46号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第2 第42号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第3 第44号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その4）工事請負契約の一部変更について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第4 第45号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その5）工事請負契約の一部変更について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第5 請願第2号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第6 第43号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第7 第48号議案 市営和田住宅建替1号棟建設工事請負契約の締結について（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第8 第47号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第1回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第9 意見書第3号 原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第10 意見書第4号 原発事故による放射線被曝から国民を守る法律制定を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第11 意見書第5号 教育予算の拡充を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第12 閉会中継続審査申出について（議員宮本栄八君に対する懲罰の件）（議決）
- 日程第13 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決）

---

開 議 10時

**○議長（牟田勝浩君）**

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

議員から提出されました意見書第3号及び第4号を追加上程いたします。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

**日程第1 第46号議案**

日程第1. 第46号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

本案は、総務常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、総務常任委員長の報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

**○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕**

皆さんおはようございます。本委員会に付託をされました第46号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議についての審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約変更の必要が生じたため、規約変更の協議について議会の議決を求めるもので、本件は慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきと決しました。

なお、委員会での主な質疑としては、天山地区共同塵芥処理場組合の解散理由について質問があり、解散理由については市町村合併により処理場組合も解散するに至ったものとのこととございました。

以上でございます。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第46号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第46号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案は委員長報告のとおり可決されました。

**日程第2～第4 第42号議案～第45号議案**

日程第2. 第42号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例より日程第4. 第45号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成(その5) 工事請負契約の一部変更についてまでを一括議題といたします。

以上の3議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

〔山崎議員退席〕

まず、第42号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長(山口裕子君)〔登壇〕**

おはようございます。今議会で本委員会に付託されました第42号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

ことし10月に分譲開始が予定されることとなります武雄北方インター工業団地等への早期企業立地の促進を図るため、奨励措置を拡充する新規条例を新設し、これまでの関連条例の廃止及びそれに伴う経過措置などる説明を受けました。

今後の武雄市の産業経済の活性化に大いに期待するものですので、この条例の制定に当たっては、当該制度及び企業への優遇措置などのPR、とりわけよりよい情報発信の方法を検討すること、また、見込まれる費用対効果や企業からの問い合わせ状況など県内外での取り組みなどの事例を交えながら質疑、討論を行ったところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長(牟田勝浩君)**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第44号議案及び第45号議案について、関連しておりますので、一括して報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長(山口裕子君)〔登壇〕**

次は、第44号議案、第45号議案、一括して報告させていただきます。

第44号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成(その4) 工事請負契約の一部変更について並びに第45号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成(その5) 工事請負契約の一部変更について、審査の経過と結果を申し上げます。

工事進捗の状況、変更の理由などにつきましては、3月定例会で本委員会において現地視察に行っており、その後の経過を確認したところです。

3月の段階で目視できたと報告しておりました浅い部分からの中硬岩露出及びその分布の状況などが設計変更の要因となり、今回の変更の理由となった旨の説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

1点だけお尋ねします。

岩盤が出てきたということで、工事費の増額、それから期間の延長等が行われているわけですが、そのときの委員会論議の中で、設計の段階で地質調査とか、そういうものがどんなふうな調査をされたかということが論議になったか。

それと関連して、現在起こった地すべりとか、あるいは岩盤ですから、かたいですからそういうことはないにしても、そういう調査をきちんと周辺地区の調査まである程度しておかないと、工期のおくれだけじゃなくて経費も負担が大きくなるし、工期がおくると募集も遅くなるということがあるわけですから、そういうふうな契約そのものが悪いということじゃなくて、その前に、要するに地質の調査等を契約の段階でどういうふうな形になっているのかということの論議があったかなかったか、それをお尋ねします。

○議長（牟田勝浩君）

山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

お答えします。

この問題点については、十分な協議をさせていただきました。やはり地質調査、ボーリング調査のときに、実際、数カ所をボーリングして調査するわけですが、なかなかそのときに岩盤に当たらなかったりとか、工事をやっていく中に、後でそういう中硬岩が出てきたりという形があったという今回の報告で、十分な地質調査をしてやったんだけど、こういう形になったということで協議をさせていただきました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の委員長報告の中で、浅い地域での岩盤が出てきたというふうな話ですが、地質調査をきちんとやっていけばそういう話は出てこないわけですけど、そこらのことはどういう論議になったんですか。

○議長（牟田勝浩君）

山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

ポイントとして調査をするわけですから、そこがたまたま岩盤の強いところとか、そういうところに当たってなくて、結果こういう形になったというような報告も受けておりますので、すべてが地質調査でわかるわけではないということを確認させていただきました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

44号と45号議案についての質疑を行いたいと思いますけれども、これは新産業集積エリアの工業団地造成というのは市と県との共同事業ですよ。

そこでお伺いしたいんですけれども、地質調査についてはだれとだれが契約したのかですね。いわば委託契約をするわけでしょう。委託契約を結んだ際に、契約者はだれとだれなのかというのが1点。

それからもう1つは、我々、この議案の資料をもらっていますけれども、工事番号4号では3,338万6,850円ですね。これに消費税がつくわけですが、5号では5,494万7,550円。約8,820万円ですね。この新たな工事変更が我々の手元にある議案としては市長と、それから業者との間の契約になっていますね。

そこで、そうしますと県との共同事業で費用の負担割合というのか、地質調査の発注者はだれなのか、委託契約の中にそういう場合どういうことが組み込まれているのか。これが1点と工事変更の費用負担、共同事業ですからね。そこら辺はどういうふうに論議されたのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

委員会としては、県の地質調査、ボーリングなどを受けて武雄市は工事に入ったということの報告を受けておりますので、そういう形です。

あとは、その追加の8,800万円に対しての協議はいたしておりません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

そうしたら、工業団地の造成そのものは県との共同事業ですよ。こういった工事の変更が出てきたときの費用の負担割合というのは、どういう約束事になっておるんですかね。それはあり得る話ですよ、工事の変更というのは。これまでもたんびたんびあったので。

そうしたときに共同で進めていく場合に、費用負担の割合だとか、こういう場合どうするということが決められなきゃいけないと思うんですけども、そこら辺は論議されていないんですか。

○議長（牟田勝浩君）

山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

その金額に対しては協議しておりません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第42号議案に対する討論を求めます。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。第42号議案、あるいは先ほどの第44号議案、第45号議案とも関連するわけですが、この武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例については反対の立場から討論いたします。

従来の武雄市企業立地等の奨励に関する条例、それと武雄市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例、これらを廃止して、新たに誘致企業に対する大幅な便宜供与を内容とする新しい企業誘致条例を制定するものであります。

これまであった市の企業立地等の奨励に関する条例とこれに上乗せする、いわゆる経済特区としての条例化されたもの、この3年間どれだけの実績があったんだろうかということも聞きたかったんですけども、これをさらにこの企業特区が申請されて——県が許可するんですか、これは。緑地等整備補助金として限度額2,500万円だとか、あるいは工業用水の1日500トン以上の給水申込者に対してはこれを全額補助するとか、これがこれまでの経済特区の主な柱であったわけであります。

こういう2つの条例を廃止して、新たに武雄北方インター工業団地等企業誘致条例を制定するという内容ですが、固定資産税の課税免除及び不均一課税、これは5条ですね、利子補給金、これは7条に規定されていますけれども、これらの内容は上乗せされているものの、基本的にはこれまでと変わらないものであります。雇用奨励金、これは6条に規定されていますけれども、新規雇用者、市内在住者1人50万円、上限2,500万円にしていたこれまでの内容を上限1億円に引き上げる。



新規に加わったのが用地取得補助金、これがいわば今度の条例の目玉といえば目玉でしょうね。9条ですけれども、武雄北方インター工業団地の工業用地を5ヘクタール以上購入した場合1億円の補助をしましょうと。10ヘクタール以上購入した場合は3億円、一括購入18ヘクタールすべてを購入した企業には6億円の補助金を上げましょうと。この用地取得補助金を平成25年3月31日までに取得した者に対し、市長が特に認める者に補助金を出すという内容ですね。

一言で言うならば、誘致企業に対する大盤振る舞いの内容です。これは武雄市独自のものじゃなくて、企業促進条例、国が企業を促進する場合の——これは平成何年でしたか、法律化したわけですけれども、市内に事業所——これは定義の中にありますけれども、「市内に事業所を有する者が雇用従業員の削減を行わず、新たに事業所を市内に設置し、又は現有の事業所を拡充する」、そのためにこの補助金をやるというのが定義ですね。

(4)のところには、「新規雇用従業員 新設又は増設に伴い新たに雇用され、本市に住所を有する者で、規則で定める」、我々規則はもらっていませんから内容はわかりませんが、この条例の目的にある「便宜の供与及び奨励措置を講じることにより、企業の立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする」。

この正規雇用と非正規雇用の県全体のこれまでの——国の法律に基づいて各市町村やっているわけですけれども、これを見ますと平成18年から平成22年、5年間の集約を見てみますと、平成18年は進出企業数、佐賀県内26社、新規地元雇用、これは企業が進出協定の中で結んだ計画数1,771人を雇用しますと。新規地元実績1,437名、このうちに県内で雇われた人が1,197名と。

この当時は、まだ非正規職員の比重が高かったわけですけれども、県内雇用のうち正規職員、これは1,020名、全体の85.2%ですね、実績に対して。この正規雇用と非正規雇用の比重が、非正規のほうにどんどんどんどん数字が移っていく。これは平成20年18.7%、県内企業の正規職員が全体に対する割合を見ますとね。

問題はここなんです。全体を見ますと、この5年間の進出企業数は86社ですけれども、進出協定で結ばれた県内どれだけの人を雇おうかという数字は5,459人。実際に地元雇用者というのは3,674名、計画に対して67.3%。そのうち県内雇用が2,719人で74%。このうち正規職員（発言する者あり）黙って聞きなさい。1,604名、58.9%。（発言する者あり）いわば——ちょっと議長、やめさせてよ、討論しにくかけん。

○議長（牟田勝浩君）

市長にじゃなくて議員に対してお願いします。

○25番（平野邦夫君）（続）

はっ。

○議長（牟田勝浩君）

議員に対してお願いします。いつも市長のほうに言っているから。

○25番（平野邦夫君）（続）

聞こえるんですよ、ぶつぶつぶつぶつ言っていることが。

○議長（牟田勝浩君）

討論を続けてください。

○25番（平野邦夫君）（続）

全体として非正規職員の比重が高まってきていると。これは規則の中で進出協定を結ぶ場合に、もちろん県も中に入るんでしょうけれども、そういう点は全国的にも非正規の比重が高くなってきているというのは明らかどころであります。

この労働者派遣法が改悪されて、従来は製造業の分野には派遣労働は適用しないとしていたものが、2000年当初に製造業の分野にまで派遣労働者を採用していいと、いわば請負労働だとか、派遣職員だとか、いろんな形で雇用の形態が変わっていくわけですけども、これが雇いどめを生じたり、2年11カ月採用して1カ月遊ばせて、そしてまた3年間雇用する。いわば3年間継続雇用、同一労働をしていけば正社員にしていかなきゃならないという法の規制があって、2年11カ月で雇いどめをする、1カ月間休んでもらう、そしてまた派遣職員として契約をする。これが今、貧困と格差の拡大の最大の要因になっているわけですね。不安定雇用の要因になっている。補助金を積んで企業誘致をしても、地域経済に果たしてどれだけ役に立つんだろうかという心配があるわけであります。

これは民間のシンクタンク、野村総研がこの制度に対して次のように指摘しているのが象徴的です。企業誘致型成長モデルについて、地域企業の成長にはつながっておらず、中長期の成長モデルとしては限界をはらんでいる。これは企業の側にリスクがある。内閣府も地域経済2005、2005年ですか、補助金額が大きいからと言って、工場立地件数が多くなるという明確な関係は確認できていないと。問題点として考えられるのは、工場は撤退し、もしくは閉鎖するリスクを抱えていると、そういう指摘をしております。

これは佐賀県内でいえば、鳥栖のパナソニックが工場閉鎖して拠点を山梨に移す、大変なことが起こったわけですよ。逆のことも起こりました。そういう意味では、地域経済を活性化していく上で、その地域に現にある力を育てる、伸ばしていく、それによって雇用と消費をふやして、さらに力をつける振興策ができると。これらの転換が必要ではないかと。このことを指摘して、第42号議案に対する反対の意見といたします。

○議長（牟田勝浩君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。賛成の立場から討論をさせていただきます。

第42号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企业誘致条例についてでございますけれ

ども、先ほど平野議員申されたとおり、この条例というのは、供与及び奨励措置を講ずることにより、企業の立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とするというのが今回の目的でございます。

先ほど平野議員の反対討論の中で大盤振る舞いという話がありましたけれども、これは何も大盤振る舞いという気持ちはありません。というのは、利子だってばかになりませんので、早く来てもらって、要するに雇用、あるいは武雄市の浮揚のためにこの計画はやっていかなければならない。優遇措置だからこそ、来てもらえるのが一つでも多いんじゃないかということで今回の議案になっていると私は確信をしております。よって、議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

#### ○議長（牟田勝浩君）

ほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第42号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立による採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第42号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第44号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

平野議員、反対ですね。（「討論省略じゃなく討論しようさ。賛成討論はするから反対討論を先にすれば。そうせんとおかしかさ」と呼ぶ者あり）

討論はどうされますか。（「省略します」と呼ぶ者あり）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第44号議案を採決いたします。本案は御異議がございますので、起立による採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第44号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第45号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」「討論省略します」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第45号議案を採決いたします。本案は御異議がございますので、起立による採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第45号議案は委員長報告のとおり可決されました。

〔山崎議員戻席〕

#### 日程第5 請願第2号

日程第5. 請願第2号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書を議題といたします。

本案は、福祉文教常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、福祉文教常任委員長の報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

#### ○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

おはようございます。請願第2号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書について御報告申し上げます。

本請願の項目である1点目、35人学級の充実と、2点目、義務教育国庫負担の2分の1復元は、委員会としても全員の意見であり、全会一致で本案のとおり採択すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

請願第2号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより請願第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

#### 日程第6・第7 第43号議案・第48号議案

日程第6. 第43号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例及び日程第7. 第48号議案 市営和田住宅建替1号棟建設工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

以上の2議案は、建設常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第43号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

**○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕**

おはようございます。今定例会において本委員会に付託されました第43号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

審査の内容といたしましては、執行部より武雄北部土地区画整理事業（1工区）の換地処分に伴い、この1工区内にある中央公園の位置表示を「大字武雄5605番地1」から「大字昭和1番地6」に改めるものであるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第48号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

**○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕**

今定例会において本委員会に付託されました第48号議案 市営和田住宅建替1号棟建設工事請負契約の締結について御報告いたします。

審査の内容といたしましては、本議案は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであると説明を受けました。

本契約は、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を行い、五光・橋口建設共同企業体が消費税等の額を含めまして2億6,916万7,500円で落札し、平成23年6月7日付で建設工事請負仮契約を締結。着工は議決の日の翌日、完成は平成24年5月31日であるとの説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第43号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第43号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第48号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第48号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第48号議案は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第8 第47号議案

日程第8. 第47号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託しておりましたので、最初に総務常任委員長にその審査の経過並びに結果についての報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

### ○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第47号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第1回）（分割）についての審査内容と結果について御報告をさせていただきます。

補正の主な内容としては、県補助金の内示に伴う事業費等の補正であり、本議案は慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会での主な質疑については、2款. 総務費、2項19節の負担金補助及び交付金の協働まちづくり地域交付金の増額補正106万2,000円の理由については、各地域でのまちづくり事業計画の実施時期の変更で今回の補正をお願いしたとのことでございました。

また、3款. 民生費、4項20節. 扶助費、被災者支援費646万8,000円については、武雄市のタウンステイ構想に寄附金があったので、まず扶助費として計上したということでした。

また、9款. 消防費、1項8節. 報償費、消防団員退職報償金1,476万8,000円については、今回55名の退職報償金とのことでございました。

以上でございます。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

今議会で本委員会に分割付託されました第47号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、主に東北地方大震災の支援に関係するもの、緊急に整備を要するもの、その他諸般の事情により要求されたものなどが上げられます。

労働費、雇用対策費については、被災者を受け入れ、雇用を確保するという一方で、これがどの程度の可能性なのかという議論もありましたが、受け入れる体制は整えておく必要があるという計上の趣旨でありました。

また、農地費中、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業工事請負費2億567万2,000円が計上されており、これにつきましては、若木町、武内町、山内町において展開される工事で、事業内容、工事費の内訳、工事の方法、資材の選定などを確認し、詳細な説明を受けました。

国の事業にのせ、武雄市としては麦、大豆、飼料作物を戦略作物に指定。暗渠排水機能を整備し、対象作物の作付を拡大、増産させるというもので、農業現場の現況や事情、農家の実態にかんがみ、後継者の育成を初め、農業者が農業を営みやすいよう実情に即した事業展開を期待する旨、申し伝えました。このあたりにつきましても、地形、土質などにより現場に合った事業を実施し、農業者の生産意欲の向上を図りたいとあわせて説明を受けたところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第47号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について、主な審査の内容と結果を御報告申し上げます。

3款、民生費では、安心こども基金特別対策事業費補助金として2億6,728万7,000円の補正がされております。これは、保育所等緊急整備事業として北方町志久保育園の移転改築に

伴う補助金、武内町の武内保育園の園舎内部の改修に伴う補助金、山内保育園につきましては認定こども園運営計画に基づく増改築でございまして、保育所部分に伴う補助金との説明を受けております。

意見としては、認定こども園について、将来の国の責任のあり方について疑問があるとの意見も出ました。

10款、教育費の文化振興費では、文化会館の耐震診断補強計画策定に関する委託料やアウトリーチと演奏会開催実行委員会負担金について説明を受けております。

委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

#### ○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。古川建設常任委員長

#### ○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました第47号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、歳出について当初は県が骨格予算であったため、急傾斜地崩壊防止事業、急傾斜地崩壊対策事業、市営中野住宅におけるバランス型ふる釜の安全基準の見直しに伴う工事費の補正をお願いするものであると説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、一般質問の中で国道498号線若木バイパスの景観に関して御質問がございました。当委員会といたしまして、現地視察をいたし、武雄土木事務所から工事の概要について説明を受けたところでございます。説明では、バイパスののり面には低い樹木を植え、景観に十分配慮をすると。大楠公園からの景観も十分配慮をするが、バイパスを走行する車からは大楠公園、八幡岳のすばらしい眺望が見られるようになるという説明を受けました。

以上、報告いたします。

#### ○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第47号議案の各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。



これより第47号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

25番反対ですか。25番平野議員

**○25番（平野邦夫君）〔登壇〕**

提案されております第47号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第1回）ですけれども、これに対して反対の立場から討論いたします。

3款、民生費、2項、児童福祉費の中の認定こども園整備事業補助金1,518万7,000円についてであります。

これは、民主党政権が進めている子ども・子育て新システムについて、基本制度の要綱を打ち出して、現在開催中の通常国会に提出しようと、早急にこれを急ごうとしているわけですが、この一番の問題点は何かと、福祉文教委員会でも論議したところですが、保育の制度そのものが大きく変えられようとしていると。

その第1は、市町村の保育実施責任、いわば公的責任を放棄する内容であると。児童福祉法の第24条では「児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」、こう定めているわけであり、そのために、市町村では保育所入所申し込みがあった場合、第1希望から複数の希望を記入して申請すると、親や子どもの状況や保育所の空き状況などを踏まえて市町村が入所する保育所を決定しているわけであり、

随分努力をされているわけですが、この公的な保育制度、これは児童福祉法によって決められているわけですが、この公的責任を放棄する、これが一番の問題だと。

市が提出した資料によりますと、現在は市町村との契約になっているわけですが、いわゆるこども園の場合に設置者と保護者との直接契約ということで、そこに公的責任が介入する余地はなくなってしまうおそれがあるわけであり、

この直接契約制度の導入で保育の必要度を設置者が認定するわけですが、先ほど言いましたように、こども部のほうで受け付けて、あいているところはないかと一生懸命努力をされているわけですね。そういう働く女性がふえていく中で、子どもを預けたいという要求というのはふえてきている、そう私も認識をいたしております。これらが保護者の、いわば保育所に預けたい、そういう要求から出発するのではなくて、結局、公的責任、国の補助制度、これを減らす、そういう動機。

もう1つは、これは設置者の資格に関する問題ですが、地方公共団体——これは現在やっていますよね、学校法人——これは幼稚園がやっています、社会福祉法人、企業等その他と。ここが、いわば今の民主党政権がねらっている内容の一つでもあるわけであり、結局、企業もどんどん参入できるという内容であります。

こうなっていきますと、いわば保育の必要度を設置者が認定するということになりますと、

保護者は利用したいこども園などの施設やサービスを自分で探して直接契約する、こういう内容に変わっていく。

もう1つは、最低基準の撤廃。これは自公政権下のもとでも、保育所に預けたいという待機者をどう解消するかと。保育所を建てるのではなくて、基準を緩和することでこの待機者をなくそうという、これは国の基準に基づいて、例えば、これは現に東京都でやられているということですがけれども、1歳児の面積基準、これは国の基準で決まっているわけですがけれども、3.3平方メートルから2.5平方メートルに引き下げる。東京都はこれを採用して基準を引き下げると。このことは福祉文教委員会でも論議しましたがけれども、120%という枠があって、いわば広目につくっているから当面は矛盾は起きてこないという回答でありました。しかし、基準はあくまでも基準なんですよ。そうすると、企業は参入しやすくなる。そこが問題だと考えるわけであります。

もう1つは、保護者と設置者との間の直接契約が変わっていきますと、応能負担から応益負担。今は国の基準を参考にしながら収入に応じて自治体が保育料を決めている。この応能負担の原則を変えて、利用した時間の長さに応じて負担もふえる応益負担、こういう内容に変えていこうという内容であります。

いわば子どもと保護者を中心にした、あるいは男女共同参画を進めていく時代に、女性の社会進出、あるいは女性が働く場を求めてというのは社会的な要求としては広がってきている。そうすると、本当に安心して子どもを育てられる、これは児童福祉法の第24条を紹介しましたがけれども、ここに公立性の責任がある。

現実には、公立保育所をどんどん民間委託するということが進んできて、武雄もそういう内容になっていますけれども、そういう意味では子どもと保護者の立場に立って公立保育所を充実させていく、そして基準を守らせていく、あくまでも公立保育所、あるいは公の責任を明確にしていくと。このことを強く求めて福祉文教委員会でも反対したところです。

以上で意見といたします。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。3番上田議員

○3番（上田雄一君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。第47号議案 平成23年度一般会計補正予算（第1回）について、賛成の立場より討論させていただきます。

まず最初に、先ほど平野議員から討論がありましたことは、さきの議会で意見書として提出させていただきました子ども・子育て新システムの基本制度の案の要綱について述べられたんじゃないかなと思っています。

今回、安心こども基金を用いた保育園に関する施設整備補助金における補正予算でありますので、まずもって平成18年度に施行されました就学前の子どもに関する教育、保育等の総

合的な提供の推進に関する法律に基づき、認定こども園幼保連携型の開園を目指すために施設整備を行うものでありますことを先に申し上げさせていただきたいと思ひます。

その上で申し上げさせていただきますが、今回の認定こども園は、さきの3月議会の意見書として提出されました子ども・子育て新システムの基本制度案にありましたこども園構想とは、私は別物であると考えております。

今回の認定こども園制度は、少子化が進む中、保護者の就労形態が多様化する中で教育、保育に対する多様なニーズに対応しようというものであります。また、制度の中で危惧されております直接契約や保育料については、市として現段階でこれから調整を行うということではありますが、文書で取り交わし、現行制度の堅持のもと、市内では三間坂幼稚園に続く2つ目の認定こども園としての運営を目指していくものであるということではあります。

以上のことより、今回の山内保育園に関する施設整備補助金を含む平成23年度武雄市一般会計補正予算（第1回）に賛成するものでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願ひします。

**○議長（牟田勝浩君）**

ほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第47号議案を採決いたします。本案は御異議がございませんので、起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第47号議案は委員長報告のとおり可決されました。

**日程第9 意見書第3号**

**○議長（牟田勝浩君）**

日程第9. 意見書第3号 原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。6番松尾陽輔議員

**○6番（松尾陽輔君）〔登壇〕**

意見書第3号 原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書について、提出者を代表いたしまして趣旨説明をさせていただきます。

本定例会の一般質問でも、3月11日に発生した過去に経験のない未曾有の被害をもたらした東日本大震災を受けて災害防災対策に質問が集中したことは皆さんも御承知のとおりで、まさに今回の東日本大震災は国難であり、我が国で初めて福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言が発令をされたところでもあり

ます。

しかし、いまだに福島原発の事故の原因究明と収束までにはほど遠く、周辺地域では広域的な避難指示のもと、多くの住民が避難先に避難をされましたが、一部では避難先からさらなる避難を余儀なくされているほか、農産物や海産物への汚染、さらには風評被害、放射性物質からの被曝が日々深刻化している中で、住民の不安と疑念は深刻であります。

このような状況下で、玄海原子力発電所から約40キロに立地する本市においても市民の不安が高まっていることは言うまでもありません。

このような事態を受け、さきの26日に国主催による玄海原子力発電所の緊急安全対策に関する佐賀県民向けの説明会が開催をされましたが、国の真摯な説明なお必要とのことであり、国は福島第一原子力発電所の事故の一刻も早い収束と原因究明はもとより、国内すべての原子力発電所の周辺住民の安心・安全を確保するために、次の事項について強く措置を講じるように要望していきたいと思います。

1つに、今回の玄海原子力発電所の緊急安全対策における判断については、きちんとしたデータ等をもとに安全性の確認等について今後も明確で責任ある説明を行うとともに、国が全責任を負うことを明確にすること。

2つ目に、EPZの拡大を含む原子力防災指針全般の見直しなどの原子力防災対策の強化を早急に図ること。

3つ目に、原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。

4つ目に、地震対策、津波対策などの安全対策について再検討を行うとともに、抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。

以上、原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書についての趣旨説明とさせていただきます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○議長（牟田勝浩君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書第3号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

意見書第3号を採決いたします。

お諮りいたします。意見書第3号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第3号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

#### 日程第10 意見書第4号

日程第10. 意見書第4号 原発事故による放射線被曝から国民を守る法律制定を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。23番黒岩議員

#### ○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

意見書第4号 原発事故による放射線被曝から国民を守る法律制定を求める意見書についてでございます。

恐らく、この種の意見書というのは全国初になると思います。これが恐らく原発事故後ということで初めての意見書になると思いますけれども、今まではややもして原発が爆発するかもしれない、そのおそれがあるから安全対策という話がずっとなされてきたわけでございますけれども、この意見書は、原発で事故が起これば必ず放射性物質が飛んでくる。つまり、放射線被曝から住民をどう守るか、これをちゃんとした法整備をすべきだということの意見書でございますし、武雄市の皆さん方の生命や財産を守るためには、もし万一、玄海原発が爆発事故を起こして放射性物質が飛んできたときにはどのように国は守るか、その法律制定をすべきだという意見書でございます。

初めてでございますので、考え方を少し詳しく説明したいと思います。

今回の福島原発の事故で生命、財産を守ると。まず、生命というのは被曝による放射線被曝からどう人命を守っていくかと、これも法的には定かじゃないわけですね。

そしてもう1つ、財産を守る。つまり家屋敷、あるいは田畑、これは放射能被害を起きますと長期間使用できない、ややもすればこれは二度と使えない、そういう状況であるのにもかかわらず、法律の制定がないということなんです。そのためには、必ずきちっとした法律を制定して、そして国民を守っていく。この姿勢が大事だと思っているところでございます。それが大事なんです。

そこで、法整備をしておかなければ、例えば先ほど言いました玄海原発が何ミリシーベルトで避難ができるのか、国はどういう指示をするのか、あるいはまた長期避難せよと言うけど、実際どのような責任をとってくれるのか、だれがとるのかという意見書でございます。

まず、意見書の最初に、「国は原発事故による放射線被曝に対し、全責任を負うこと」と書いております。

当然、先ほど松尾議員おっしゃいますように、原子力賠償法、原賠法では第一義的の責任は電力会社となっております。そして、それを国が補完するとなっておりますけれども、実際は国が26日の説明会でも明らかに——先ほど言われていましたように、経済産業省がこれは安全だと、間違いないんだと我々に進めておりますので、あるいはまた海江田大臣が、一般質問でしましたけれども、私のところにやってくると。国こぞって国民に対して言っているわけがございますので、まず第一義的責任は電力会社にあるかもしれないけれども、国が最初に被害者を見ると。そうしなければ、この前も言いますように、飯館村、あるいは川俣町、さらには伊達市などでは非常に高被曝に覆われていると。この人たちをちゃんと救うことが大事。つまり、まず国が被災者に対して仕事をする。その後国が電力会社に補償させる。このスタイルを必ず項目に入れなければ武雄市民は救われないということで第1項目を書きました。

それから2項目ですけれども、「国は原発事故による放射線被曝量低減のための法律制定を行うこと」。これも教育長とやりとりしましたけれども、今現実どうなっているかと。26日の説明会で経済産業省が言うには、こう言ったんですよ。IAEAは年間20ミリシーベルトから100ミリシーベルトには何らかの措置をしなければならぬと、そう言われておりますので、我々は一番低い20ミリシーベルトでその避難をさせていると。

しかし、これも一般質問で紹介しましたが、今現在、電離放射線障害防止規則、これは労働安全衛生法にあるんです。これは何をしているかといいますと、皆さん御承知のとおり、病院に行けば立入禁止区域がありますね。これは5ミリシーベルト以上の放射線を出すから立入禁止区域なんです。一般人は年間1ミリシーベルトだから、危ないから5ミリシーベルト以上は進入禁止、立入禁止となっているんですね。そして、その作業員、働く人の上限が、先ほど言いました障害防止規則ではその上限が20ミリシーベルトなんです。働く人なんです。それを成長期にある子どもも踏まえて20ミリシーベルトかけている。これは、やはり法的整備がされていないからこういう実態が起ころうと思うんですね。これではやはり武雄市の子どもたちは救われないというのが2項目でございます。

それから、3項目ですけれども、国は原発事故後の放射性物質の飛来を予想し、EPZ——輪切りですね、これを大幅に見直すことと、これを書いております。

つまり、これはどういいますかね、風で飛来しますので、先ほど言いました飯館村、川俣町、福島原発で見られるように、まずは80キロ近く飛ぶんですよ。だから、アメリカがまず最初80キロ逃げなさいと言った。あのときは何でこんなこと言っているかと思いましたが、今はよくわかるんですね。風がわからないときは、まず80キロ逃げろと。

それはそれとして、武雄市の場合、30キロ圏外、EPZの防災対策枠に入っていない。し

かし、確実に放射性物質は飛んできますので、放射性物質の飛来を想定した避難計画、そして、それに基づいた法的整備をしなければ武雄市民の生命や財産を守れないということから3項目出しておるところでございます。

そしてまた、26日の経済産業省の説明なんかを聞いておりました、問題点が2つ。1つは言いましたね、20ミリシーベルトにしておると。もう1つは、ちょっと難しい言葉ですけども、脆性遷移温度とあるんですね。もろくなる温度なんですね。つまり、核の格納容器ですか、これがずっと劣化していく状態ですね。それと安全度をはかるんですけども、朝日新聞によりますと、その脆性遷移温度というのは原子炉——これは玄海原発は一番、我が国で古いと。古くなってもろくなっている。これは県会議員の稲富県議が県議会で質問されておったんですね。そのことですけども、つまり脆性遷移温度ってあるんですね。

つまり、原子炉压力容器内の鋼鉄のもろさを示す指標だと。使用前はマイナスだが、鋼鉄が中性子照射を受けると温度が次第に上昇。これは温度が次第に上昇というのは、脆性遷移温度というは上がっていくんだよということですね。地震などで配管の破裂が起こると冷却水が失われ、緊急炉心冷却システムが作動して冷却水を注入する。そのときに脆性遷移温度以下だと容器が破断し……。

つまり、ちょっと今のは難しいですけど、コップの中に熱湯を注げば割れますね。これの反対で、今の脆性遷移温度というのは、熱いたぎっている格納庫の中に水が減ったからといきなり入れれば炉が割れるというのが、その脆弱の温度ですね。

これがびっくりすることに、1号機は1975年10月に稼働が始まっておる。1976年には35度と書いてありますけど、35度以下だったら炉が割れるということなんですね。それから1980年度が37度以下だったが、1993年は56度まで上がってきていると。2009年4月、98度まで上昇したんですね。98度以下の水を入れれば割れるというところまで来ているんです。これは26日のときに説明されました。温度は少し違いますが言われたけど、この脆性何ですか、さっきの温度は2009年に98度までですよ。水は100度までですよ。100度以上の水ってないわけでしょう。私、素人ですけどね、この数字にびっくりした。

そしたら、さらに調べてみたんですけども、九電が2003年に国に提出した技術評価書のグラフは、2009年ごろの金属片の脆性遷移温度というのは70度程度と言っている。2009年に70度程度と言っていたのが、30度アップした98度だという状態がデータで出ておるんです、今ね。もちろん、九電は安全範囲だと言っていますよ。私も安全範囲だと思います。それは容器が均一な場合ですね。

例えば、ステンレス、金属疲労が起こっていた場合、ステンレスについては——皆さん、ステンレスはさびないですね。さびないから永久ものという勘違いをどうもしやすいんですね。しかし、金属疲労をずうっと起こしていくんですね。長くなればもろくなる。電食作用を起こして、いつかはぼろっといくんですね。これが金属疲労ですけども、そういう状態

に今陥っているということを言われております。

そのまま信用するわけではないですけども、これはついこの前の「週刊現代」ですね、玄海原発は爆発すると「週刊現代」に載った。井野博満東大名誉教授ですね、この方は金属材料学の権威ですよ。この方を100%信用するわけじゃないにしても、そういう危険性があるという背景の中で、ぜひとも先ほど言った法整備は焦眉の急だろうという背景を持っております。

そこで、意見書を提出いたしますけれども、趣旨説明をいたしたいと思います。

原発は安全だ。安全だから事故は起こらない。つまり、安全だから放射能漏れはないと言ってきたところでございますけれども、安全神話の中で放射線被曝に対する避難は検討されてこなかった。安全神話の中でこれまで検討されてこなかった。だから法律もないんですね。

これまで日本の安全神話は、アメリカ原子力規制委員会の原子炉安全性研究最終報告、1976年に発表されたわけでございますけれども、原子炉のメルトダウンという破局的な事故——実際、破局的な事故なんですよね。ずっと隠してきましたけれども——といった事故が起こる可能性は、ここで紹介しましたけれども、隕石がヤンキースタジアムに落ちる可能性よりもっと小さい。これが今までの神話だったんですね。

しかし、放射能漏れという想定外の事故が現実起こったわけです。放射能漏れというのは、相手を被曝させたり体に傷つけるものなんです。私は立派な犯罪だと思っております。高濃度被曝によれば、相手を殺すこともあるんですね。

さらに、国は原発の安全性をいまだに主張しております。主張は主張で見ますけれども、玄海原発でも、先ほど言いましたように、海江田大臣が来て安全性を強調するというんでしょう。

一番怖いのは、今の日本の総理大臣が昨年ですか、地球温暖化防止と、非常に言葉がいいですね、地球温暖化防止すると。それに飛び乗って、CO<sub>2</sub>を出さない原発に飛び乗って、そして50%以上の原発を稼働すると言っておった。原発を売って日本経済を助けるんだと言っていた。その人が今は何をしているかといいますと、原発事故が起こった途端、今度はそっちが格好いいということで再生エネルギー、すぐ飛び乗った。

まさに、私から見れば大衆迎合そのものと思っております。一国の総理がそうあったら大変困るんですけども、彼がちゃんと仕事をしたのは5月14日の日、東京電力はつぶさないという決議をした。その後には原子炉廃炉についても国の金を出すとやった。しかし、被曝者に対しては何もしていない。これが状態なんです。

そういうことを考えますと、国がこれまで進めてきたものですから、国民は国を信じてずっとこれまでついてきた。これまでは自民党政治だったでしょうけれども、自民党政治だったら、信じてついてきた我々を、被曝者をちゃんとしていたかもしれないと思います。

だから、原点に戻りまして、国は被曝を受ける住民に対して責任を持たなければならない。



これが先ほど言った第1項目です。

そして、原子力賠償法では第一義的責任は電力会社とありますけれども、今回の福島原発事故での放射線被害者の現状を見ると、その惨状を見ると、まずは国が被曝積算線量低減のためにあらゆる方策を講じなければならないと思っております。

以上の理由で、この意見書を一刻も早く国に示すことによって、一刻も早い法定整備をしていただきますよう心からお願いするものでございます。どうか御賛同のほどよろしく願います。

**○議長（牟田勝浩君）**

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書第4号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

意見書第4号を採決いたします。

お諮りいたします。意見書第4号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第4号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

ここで議事の都合上、暫時休憩いたします。

休 憩 11時13分

再 開 11時15分

**○議長（牟田勝浩君）**

休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど採択されました請願第2号に係る意見書第5号を追加上程いたします。

お諮りいたします。ただいま上程いたしました意見書第5号を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第5号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### 日程第11 意見書第5号

日程第11. 意見書第5号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。11番上野議員

#### ○11番（上野淑子君）〔登壇〕

教育予算の拡充を求める意見書について。

先ほど来、大きな2つの目的については説明をいたしたと思っております。

今、私たちは委員会の中においてでも、全国の子どもたちがどのような環境に育っていても一定水準で格差がないように教育を受けるようにということを大きな前提として、次の2点について意見を出しております。

1点、小学校2年生から中学校3年生における35人以下学級を早急に実現すること。さらにより豊かな教育環境を整備するために、35人以下からさらに踏み込んだ施策を計画・実施すること。

2、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

#### ○議長（牟田勝浩君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書第5号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

意見書第5号を採決いたします。

お諮りいたします。意見書第5号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第5号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

#### 日程第12 閉会中継続審査申出について（議員宮本栄八君に対する懲罰の件）

日程第12. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

懲罰特別委員長から審査中の議員宮本栄八君に対する懲罰の件については、今後なお検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。懲罰特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員宮本栄八君に対する懲罰の件については、申出書のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### 日程第13 閉会中の継続調査申出について（各委員会調査事件）

日程第13. 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長からそれぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成23年6月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 11時20分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 牟田 勝 浩

〃 副議長 小池 一 哉

〃 議員 山口 裕 子

〃 議員 宮本 栄 八

〃 議員 古川 盛 義

会議録調製者 筒井 孝 一